別表十七㉑の記載要領第二号を同第四号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

３　「添付書類　⑮」の欄は、内国法人の当該事業年度が令和７年４月１日以後に開始する事業年度である場合には、「、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書」を消すこと。

別表十七㉑付表一の記載要領第五号中「第22条の11第48項第７号」を「第22条の11第48項第５号」に改め、同第六号中「内国法人の令和６年４月１日以後に開始する事業年度において、当該」を削る。

別表十七㉔の記載要領第二号中「を直接若しくは」を「（同条第１項第１号に規定する発行済株式等をいう。以下この号において同じ。）を直接若しくは」に改め、同第六号中「（昭和37年法律第144号）」を削る。

別表十七の二㉑の記載要領第一号中「、内部取引」の次に「（租税特別措置法第67条の16の２第１項（令和９年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。以下この記載要領において同じ。）」を加える。

別表十八㊀の記載要領第一号㋘中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表十八㊁の記載要領第一号中「適用対象事業年度において同条」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和６年旧措置法」という。）第42条の４（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、「同条第８項第３号イ」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」に改め、「他の事業年度において同条」の次に「又は令和６年旧措置法第42条の４」を加える。

別表十八㊁の表中

通　算　前　所　得　金　額 （（（別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」）－（別表七(四)「10」－「12」）－別表十(三)「43」－（別表十二(十三)「10」＋「43の計」）－（別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」））が０以上の場合のその０以上の額）	通　算　前　欠　損　金　額 （（（別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」）－（別表七(四)「10」－「12」）－別表十(三)「43」－（別表十二(十三)「10」＋「43の計」）－（別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」））が０を下回る場合のその下回る額）

を

通　算　前　所　得　金　額 （（（別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」）－（別表七(四)「10」－「12」）－別表十(三)「43」－（別表十二(十三)「９」＋「42の計」）－（別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」））が０以上の場合のその０以上の額）	通　算　前　欠　損　金　額 （（（別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」）－（別表七(四)「10」－「12」）－別表十(三)「43」－（別表十二(十三)「９」＋「42の計」）－（別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」））が０を下回る場合のその下回る額）

に改め、同表の記載要領第一号(1)中「(4)に」を「(5)に」に改め、同号(7)を同号(8)とし、同号(3)から(6)までを同号(4)から(7)までとし、同号(2)の次に次のように加える。

(3)　租税特別措置法第59条の３第１項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）

別表十八㊁の記載要領第一号(1)中「第59条」の次に「又は第59条の３第１項」を加える。